

















- ① この受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者





(様式2)

## 紙入札方式参加申請書

年 月 日

徳島県東部国土整備局長 殿

(申請者)

業者番号  
住所  
商号又は名称  
代表者名

次の案件について、徳島県電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請します。

### 1 案件名称

### 2 電子入札システムによる入札参加ができない理由（□にチェックしてください）

I Cカードの取得手続中

証明事項変更のための再取得  失効・破損等による再取得

注) I Cカード申込書の写しを添付してください。

その他（具体的に記載してください。）

注) 紙入札での参加を認めた場合は、電子入札における入札書提出締切日時までに提出されたものを有効なものとして取り扱うこととしますので、注意してください。

(目録ファイル作成例)

持参（郵送）資料目録

令和〇〇年〇〇月〇〇日

徳島県東部県土整備局長 殿

住 所 〇〇市〇〇町 1-1  
商号又は名称 〇〇建設株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 〇〇 太郎

次の工事に係る入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量が 1 メガバイトを超えるため、  
次の資料について、持参（郵送）により提出します。

1 入札公告日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 工 事 名 R〇〇 ○ 〇〇〇〇工事

3 持参（郵送）資料

- |            |     |
|------------|-----|
| ・入札参加資格確認票 | 1 枚 |
| ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇枚  |

4 発送年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 担当者 〇〇建設株式会社 △△支店◇◇部 役職名 □□三郎  
TEL 088-000-0000 FAX 088-000-XXXX

## 低入札調査辞退届

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

- 1 工事名
- 2 路線名等
- 3 工事箇所

上記工事の入札において、当社の入札価格が「徳島県低入札価格調査制度実施要綱」第3条に規定する低入札価格調査基準価格を下回った場合は、同要綱第6条の規定により実施される調査を受けることを辞退いたします。

## 契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

### 1 現場代理人等の兼務

低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事（以下「低入札工事」という。）において増員する技術者は現場代理人と兼務できない。

### 2 現場代理人等の運用について

現場代理人等の一般的な運用に関し、この入札公告に記載のないものについては、「徳島県電子入札ホームページ」に公表している「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によるものとする。

## 主任技術者等の途中交代の取扱いについて

### 1 総合評価落札方式における主任技術者の途中交代について 別紙1のとおり

### 2 別紙1における特殊事情の解釈等

- (1) 死亡：受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。
- (2) 入院等：傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除く。  
なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができる。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしない。  
また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。
- (3) 退職：死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できること。
- (4) 工期延伸：天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

## 別紙 1

総合評価落札方式による工事における（配置予定）技術者の特殊事情による交代についての取扱い

### 1 入札公告から入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という)提出締切までの期間

提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。

### 2 申請書締切から入札までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。

なお、辞退申請書の提出がないときは欠席として扱う。

### 3 入札から開札までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を無効とする。

### 4 開札から落札決定までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。

なお、落札候補者として決定された者は、落札決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに入札執行機関へ連絡しなければならない。また、入札執行機関は、遅滞なく文書提出を依頼し、その文書を受理するまで落札決定を保留する。

### 5 落札決定から契約締結までの期間

#### (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ この入札公告において、「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、契約を結ぶことができる。

ロ 上記以外の場合は、契約を結ぶことができない。

なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。

#### (2) 退職の場合

契約を結ぶことができない。

なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。

注）上記1から5については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に1名しか記載のない場合である。

## 6 契約締結以降

### (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、**契約を継続**する。

ただし、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、次の方法により**工事成績評定点を減点**する。

また、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱う。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しない。

#### 工事成績評定における減点方法

総合評価における当初技術者の評価点 A

変更技術者の落札決定時における評価点 B

工事成績評定点の減点値 =  $(A - B) / A \times 13$  点

減点値は小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする

・・・ (式1)

ロ 受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1か月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、契約約款第60条に基づく協議により、この**契約を終了**し、出来高部分等を精算する。

### (2) 退職の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、**契約を継続**する。

ただし、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、**1回の入札参加資格制限**及び式1の方法により**工事成績評定点を減点**する。

ロ 同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、契約約款第44条第1項第4号に基づき**契約を解除**し、出来高部分等を精算する。また、**2回の入札参加資格制限**及び契約約款第51条第2項に基づき請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を違約金として徴収する。

